

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

vol. 22

平成11年11月25日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

平成12年度の特別徴収の仮徴収に係る特別徴収 対象者の通知についての取扱方針について

- 標記につきまして、別添のとおり取扱方針を取りまとめましたので、送付いたします。
- なお、介護保険法施行令第55条第1項に規定する、平成12年度の特別徴収の仮徴収額を定める厚生省令の取扱いについては、現在検討しているところであります。

専 務 連 絡
平成11年11月25日

各市町村介護保険担当部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室長

特別徴収対象者の通知についての取扱方針について

介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第16条第1項に基づき、平成11年11月30日までに年金保険者（社会保険庁長官及び地方公務員共済組合連合会）から各市町村に対して、老齢退職年金受給者の通知（以下「特別徴収対象者の通知」という。）が行われることとなりますが、その通知については下記の点にご留意いただき、取扱いいただくようお願いします。

記

1. 平成11年11月5日に決定した介護保険法（平成9年法律第123号）を円滑に実施するための特別対策においては、同法の施行後半年間は第1号被保険者に係る保険料（以下「第1号保険料」という。）を徴収しないことができるよう、国として必要な措置を講ずることとしていたが、本日、当該措置を行うための補正予算案が閣議決定されたところであること。
2. 特別対策を踏まえ平成12年度上半期に係る特別徴収の仮徴収を行わない市町村は、特別徴収対象者の通知を受けて平成12年1月31日までに年金保険者に通知することとされる平成12年度の特別徴収の仮徴収依頼については、不要であること。